

## 令和6年度以降の「留学時特別増額貸与奨学金」について

日本学生支援機構の制度変更についてご連絡いたします。在学中に留学する学生の利便性の向上を図るため、令和6年度から、国内貸与奨学金（第一種奨学金又は第二種奨学金）の貸与を受けている奨学生を対象として留学開始時に「留学時特別増額貸与奨学金」の申請を受け付けることが予定されています。

それに伴い「**第一種奨学金（海外協定派遣対象）**」及び「**第二種奨学金（短期留学）**」は**令和6年度から奨学生募集を終了すること**が予定されています。

**2024年春に留学を予定している学生は**「第一種奨学金（海外協定派遣対象）」及び「第二種奨学金（短期留学）」の募集は行われず、4月の在学採用に申し込むと採用決定が学部なら7月・大学院なら6月と、4月には間に合わないため、**9月に募集が行われている二次採用への申込をご検討ください。**

### ○学部二次採用（貸与）募集ページ

[https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/welfare/h02\\_01\\_02\\_12.html](https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/welfare/h02_01_02_12.html)

### ○大学院二次採用募集ページ

[https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/welfare/h02\\_01\\_02\\_10.html](https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/welfare/h02_01_02_10.html)

### ○留学時特別増額貸与奨学金について

奨学金の種類：第二種奨学金（有利子）

貸与金額：10万円から50万円の10万円単位の金額から選択

対象者：以下の①～③を全て満たす学生

- ① 国内の大学等及び大学院に在学中で、第一種奨学金又は第二種奨学金の貸与を受けている奨学生（休・停止中の場合は申請資格がありません。）

② 海外の大学・大学院・短期大学に、以下ア．～ウ．のいずれかの条件で3か月以上留学する学生等

ア．国内在籍学校の学生交流に関する協定等に基づく留学であること（派遣留学、交換留学）

イ．留学により取得した単位が、国内在籍学校の単位として認定される留学であること（認定留学）

ウ．大学院在籍中の学生の研究のための留学（研究留学）で、国内在籍学校長が有意義と認めた留学であること

③ 日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込み、低所得等を理由に利用できなかった世帯の学生等 ※

※「国の教育ローン」の審査には一定の時間がかかりますのでご注意ください。

※ 詳細については日本学生支援機構から通知があり次第、別途お知らせいたします。

### 【問い合わせ先】

東京大学本部奨学厚生課奨学チーム JASSO 担当

Email: syougaku.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

令和5年9月12日

本部奨学厚生課